

共同募金配分金交付基準（広域活動団体先駆的活動等支援事業費）

（令和5年3月）

事業実施年	令和5年度
対象団体	<p>主たる活動拠点が愛知県内に所在し、愛知県域、または、市区町村域を越えて活動する次の団体であって、かつ①から⑦までをすべて満たす団体とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【団体】社会福祉法人、更生保護法人、公益社団(財団)法人、一般社団(財団)法人、特定非営利活動法人、法人格を持たない任意団体</p> </div> <p>① 事業実績が1年以上あり、継続的な経営(運営)が見込める団体 ② 団体の定款または会則・規約等を定め、事業報告書、決算書、事業計画書、予算書が整備されている団体 ③ 企業、政治目的を持つ団体、宗教団体などから独立して運営されている団体 ④ その活動から生じる利益を構成員に分配しない団体 ⑤ 活動の実績・内容及び財務の状況を自ら公開できる団体 ⑥ 市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力との関わりがない団体 ⑦ 共同募金の趣旨について理解している団体</p>
対象事業等	<p>愛知県内における広域的な活動を推進するための意義が認められ、社会的課題を解決するための事業であって、既存の制度やサービスでは対応できない課題や感染症等の影響を受けて顕在化する課題を解決するための社会資源の創出、広域的な広がりが期待される事業などの先駆的・モデル的な事業。</p> <p>ただし、次の経費は対象としません。</p> <p>○対象としない経費</p> <p>① 不動産購入費、施設整備費（建物の補修、事務機器の購入・修理費など） ② 団体の運営費（職員給与、役職員への報酬）、事務所の維持費（事務所の家賃・光熱水費・電話代・ガソリン代など） ③ 新聞掲載やテレビCMなどへの広告に要する費用（新聞などへの折込料を含む） ④ 交際費、接待費及び飲食費 （利用者に提供する飲食についてはこの限りではない） ⑤ 海外渡航旅費 ⑥ 単価10万円以上の備品の購入費用 ⑦ 雑費・予備費など、用途が不明な経費 ⑧ その他、本会において不相当と認めた経費</p>
配分申請額	200万円以内（万円単位）
その他	<p>○上記以外の事項は「社会福祉法人愛知県共同募金会配分規程」による。 ○配分が決定した場合は、令和5年4月から配分が決定するまで間の当事業の対象となる経費についても配分の対象とする。 ○配分を受けて行った事業について、愛知県共同募金会及び中央共同募金会のウェブサイト等において情報公開が可能であること。</p>